

資 料

- ・別紙 保育所保育指針(平成20年改定)抜粋
- ・別紙 保育所保育指針(平成30年改定)抜粋
- ・平成28年3月31日付け、教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ・大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例

※太字かつ下線部分は本委員会が記載。

第1章 総則

3. 保育の原理

(1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(以下略)

(2) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

(以下略)

4. 保育所の社会的責任

(1) 子どもの人権の尊重

(1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

第3章 保育の内容

1. 保育の狙い及び内容

(1) 養護にかかわるねらい及び内容

ア 生命の保持

(イ) 内容

④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるように する。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

子どもの発達を見通し、這う、歩く、走る、登る、跳ぶ、くぐる、押す、引っ張るなど全身を使う運動を適度に取り入れ、それぞれの状態にあった活 動を十分に行うことが重要です。休息は、心身の疲労を癒したり緊張を緩和 したり、子どもが生き生きと過ごすためには大切なことです。一人一人の生 活リズムに合わせて安心して適度な休息や午睡がとれるようにするとともに、静と動のバランスに配慮した保育の内容が求められます。食事は、楽しい雰囲気の中で喜んでできるようにします。友達と一緒に食 事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わったりすることで、第5章 の3で示されている「食育の推進」が図られるようにしていきます。授乳する時は抱いて微笑みかけながら、ゆったりとした気持ちで行います。離乳の時期や方法については、保護者と情報を交換し、嘱託医や栄養士、調理員と 相談しながら一人一人の子どもに合わせて慎重に進めます。健康や安全等、生活に必要な基本的生活習慣や態度を身に付けることは、子どもが自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となるものです。食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどの生活習慣の習得は、急がせることなく、子どもの様子をよく見て、一人一人の子どもにとって適切な時期に適切な援助をしていくことが大切です。保育士等は見通しを持って、さりげない援助をしながら、子どもに分かりやすい方法でやり方を示す などして、自分でできた達成感を味わえるようにします。子どもが、自信や 満足感を持ち、更にやってみようとする意欲が高められるようにしていきます。

イ 情緒の安定

(イ) 内容

① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。

保育士等は、一人一人の子どもの心身の状態や発達過程を的確に把握し、それぞれの子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに沿って対応していかなければなりません。また、子どもにとってどうすることが望ましいのかを検討しながら保育していくことが求められます。子どもは、自分がして欲しいことを心地よくかなえられると安心し、自分の欲求をかなえてくれた人に対し、親しみと信頼感を抱くようになります。また、日ごろより、自分に向けられる優しいまなざしや態度から、自分が認められ愛されていることを感じ、自

分からもそうしたまなざしや態度を示していきます。保育士等とのこうした温かなやり取りやスキンシップが積み重ねられることにより、子どもは安定感を持って過ごすことができるようになります。特に、乳児など低年齢の子どもが十分にスキンシップを受けることは、心の安定につながるだけでなく子どもの身体感覚を育てます。肌の触れ合いの温かさを実感することにより、人との関わりの心地よさや安心感を得て、自ら手を伸ばし、スキンシップを求めるようになっていきます。こうした子どもとの触れ合いは保育士等の喜びとなり、応答的なやり取りや言葉がけが豊かになる中で、子どもは保育士等の気持ちや言葉の表す意味を理解していきます。

②一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。

保育士等が一人一人の子どもの気持ちや心の声を聴き取り、適切に応答していく行為は保育の基本であり、人への信頼感はこの関わりが継続的に行われることを通して育まれていきます。子どもは自分の気持ちに共感し、応えてくれる人がいることで、自分の気持ちを確認し、安心して表現したり行動したりしていきます。また、保育士等が子どもと向き合う中で、自らの思いや願いを子どもに返していくことにより、子どももまた保育士等の存在を受け止め、その気持ちを理解するようになります。保育士等の温かい受容的な雰囲気とともに、自分への気持ちや期待を、子どもは敏感に感じ取るものです。生涯にわたる人との信頼関係の基盤が保育所での生活によって培われていくことを認識し、互いに認め合い信頼される関わりを育み、子どもの心を豊かに育てていくことは保育士等の責任です。

③保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

自分への自信や自己肯定感を育てていくことは、保育の大切なねらいです。一人一人の子どもが豊かに伸びていくその可能性を発揮して、かけがえのない人生を歩んでいること、自らが選択し、決定していくという主体性や生きることへの意欲を育んでいること、保育士等はそれらを心に刻んで子どもと関わるのが重要です。そのためには、一人一人の子どもの人格を尊重し、命への尊厳を感受する保育士等の倫理性が求められます。 また、子どもの主体的な活動を促す保育環境を計画的に構成し、子ども自らが環境に関わり体得していくことが大切です。その姿を見守り、共感しながら、時には励まし、必要な助言をしたり、環境を再構成しながら保育士等も一緒に楽しんでいくことが必要でしょう。大切なことは時間をかけてゆっくりと醸成されていきます。目に見えない心の育ちや人や物との出会いの中で芽生える子どもの様々な感情や考えを受け止め、多様な経験が重なる中で成長していくその過程を見守り、子どもの自己肯定感を育てていくことが重要です。主体と

しての子どもを認め、肯定する気持ちを言葉や態度で子どもに伝えることにより、子どもは自分への自信や人への信頼感を獲得していきます。

④一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

保育所で長時間過ごす子どもの生活は夜型になりやすく、就寝時間も遅くなりがちです。また、子どもは保護者の就労状況や家庭での食生活などの影響を受けます。乳幼児期の子どもにふさわしい生活リズムや、その心身の成長を支える食事や適度な休息はたいへん重要であり、保育士等は子どもの生活を見通して、家庭と協力しながら適切に援助していくことが求められます。子どもは、睡眠や食事が不十分であったり、心身の疲れがたまっていると、情緒が安定せず、不機嫌になったり、活動への意欲が衰えたりします。保育士等は一人一人の子どもの心身の状態に応じてきめ細やかに対応していきます。いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、子どもが心身の疲れを癒すことができるようにしていくことが大切です。また、午睡は、子どもの年齢や発達過程、家庭での生活や保育時間などを考慮して、必要に応じて取れるようにしていきます。子どもの家庭での就寝時間に配慮し、午睡の時間や時間帯を工夫し、柔軟に対応します。さらに、子どもの生活時間全体に留意しながら一日の生活の流れを見通し、発散、集中、リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図るようにしていきます。

2 保育の実施上の配慮事項

保育士等は一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。

保育に関わる全般的な配慮事項

ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。

子どもが安定し、充実感を持って生活するために、保育士等は以下の3つの点に配慮する必要があります。**一つ目は、乳幼児期の子どもの発達は心身共に個人差が大きいことに配慮すること**です。同じ月齢や年齢の子どもの平均的・標準的な姿に合わせた保育をするのではなく、一人一人の発達過程を踏まえた上で、保育を展開する必要があります。**二つ目は、子どもの活動における個人差に配慮すること**です。同じ活動をしていても、何に興味を持っているか、何を求めてその活動をしているのかは、子どもによって異なります。そのため一人一人の活動の実態を踏まえて、その子どもの興味や関心にそった環境を構成していく必要があります。**三つ目は、一人一人の子どものそのときどきの気持ちに配慮すること**です。保育士等が様々に変化する子どもの気持ちや行動を受け止めて、適切な援助をすることが大切であり、常に子どもの気持ちによりそい保育することが求められます。

※太字かつ下線部分は本委員会が記載。

第2章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

第3章 保育の内容

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ア 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

(イ) 内容

① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。

③ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食
べることを楽しむ。

この時期の子どもの生活は、それぞれの生理的なリズムに基づいて営まれる。個々の子どもの食事に対する欲求を受け入れながら、子どもに 合わせてゆったりとした環境の中で授乳を行うなど、生理的な欲求が一人一人に応じて満たされることは、子どもに安心感を
もたらす。 離乳の開始は、それぞれの家庭の状況や発育状況を考慮して慎重に取り組む。その上で、離乳食を提供する際も、子どものペースや食事への向かい方を尊重し、落ち着いた環境の下、保育士等も子どもと一緒に食事を味わうような気持ちで関わるのが大切である。初めて口にする食品を提供する際には、そのおいしさが経験できるよう気持ちを
添えた言葉をかける。苦手そうな味や食品に関しては、形や食べる順番を変えてみるなど工夫するとともに、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がけることが重
要である。

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄せつの自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めく
るなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で
行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、

子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

(2) ねらい及び内容

ア 心身の健康に関する領域「健康」

(イ) 内容

① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。

④ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。

保育士等は、子どもが、それまでに家庭や保育所等でそれぞれに異なる生活体験をしていることを理解した上で保育を行う必要がある。おいしさや食べることの心地よさ、満足感などを表現する保育士等の 気持ちや雰囲気を感じながら、子どもの感覚と行為、言葉が一致していく。保育士等を模倣しながら、初めて口にする素材や調理方法の食べ物にも次第になじんでいく。こうして知っている食品の味や形態の種類が 増えていくと、食べることが楽しみになる。食事を取る時に、「初めて の味だけど、さっぱりしていて食べやすいよ」「トロトロに煮込んであるからおいしいよ」といった快の気持ちを伴う言葉を保育士等からかけられることによって、子どもにもそうした感覚が育っていく。このように食べることもそのものを楽しむ経験を重ねるとともに、保育士等や友達とテーブルを囲み、食べ物の形を何かに見立てたり、話をしたりしながら、子どもは食事の時間を楽しく過ごす。穏やかでくつろいだ雰囲気の下、保育士等や友達と一緒に食事を楽しむ経験は、子どもたちに安心感をもたらし、同時に生活を共にする子ども同士の関係を心地よいものにしていく。

(ウ) 内容の取扱い

② 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

保育所における一日の生活の流れにおいて、充実した遊びの時間を過ごし、規則正しいリズムで生活することにより、自然に子ども自身の食 習慣が形成されていく。例えば、遊んでいる時に、園庭までおいしそう な給食のにおいが漂ってくる。夢中で遊んでいた子どもが、においにつられて保育室に入ろうとする。保育士等は、状況に応じて「お腹が空いたね。お昼にしよう。」などと言って子どもを食事に誘ったりする。ただし、発達の個人差やそれぞれの家庭における生活の状況や習慣の違いなどもあり、食事を始めるタイミングや食事にかかる時間は、子どもによって違いもある。ゆったりと落ち着いた雰囲気の中で、友達と一緒に食べる楽しさを経験しつつ、急かされたり待たされたりせず一人一人のペースが尊重されることで、それぞれにとって食事が心身両面において心地よく満たされた気持ちを味わう時間となるようにする。 そのために、例えば、保育室における食事と午睡や

休息の空間の分け方を工夫し、遊び、食事から午睡に至る一連の流れが一人一人のペースに応じたものとなりやすいようにすることが考えられる。また、食事の提供に当たって、個々の子どもの空腹の具合や食べたい気持ち、もう少し遊んでからという気持ちなどに配慮することも大切である。食物アレルギーのある子どもに対しては、第3章の1の(3)のウに示された事項に留意し、医師の診断・指示の下、保護者や調理員等との連携を図り、食材や調理の仕方などを工夫することが必要である。また、保育所での食事の時間に満足が得られるよう、職員間での連携体制や子どもの席の位置、周辺環境などに配慮することが求められる。

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

- ① 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ② 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ③ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

(イ) 内容

- ① 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ② 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。

子どもは、生理的欲求、知的刺激や人との関わりに対する欲求など、様々な欲求をもって生活している。そして、それらが満たされることで充実感や満足感を味わい、自分なりにしたいことを見付け、そのことに取り組もうとする意欲をもつようになる。保育士等は、子どもが興味や関心をもったことに対して、自分なりに考えて自分の力でしてみようとする態度を育てることが大切である。そのため、保育士等は、子ども一人一人の行動や思いをありのまま認め、期待をもって見守ることや、子ども一人一人の発達の違いを考慮した上で保育士等の考えや気持ちを表情や言葉などで伝える。こうした受容的・応答的な関わりを通して、子どもは自分の考えや思いが受け止められた喜びを感じると同時に、保育士等の思いに次第に気付くようになる。こういった体験を通して、自分で考えて自分でしようとする意欲や諦めずにやり遂げようとする気持ちの芽生えが培われる。

(ウ) 内容の取扱い

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。
子どもの発達の状態や内面に即した適切な援助を行うためには、まず保育士等が子ども一

人一人のよさを認めて信頼関係をつくり出すことが必要である。そのため、保育士等は、まだ言葉が十分でないことを理解し、子どもの何気ない仕草や表情から、感じていることや実現したいと思っていることをありのままに受け止めることが大切である。そして、子どもの気持ちを尊重し、期待をもって見守ることで、子どもが生活や遊びの様々な場面で、自分でしようとする気持ちをもつことができるよう援助する。子どもが自分で何かをしようとする過程で、時にはどうしたらよいか分からず戸惑ったり、不安を覚えてためらったりすることもある。保育士等は、こうした子どもの揺れ動く心の動きに対して、共感的に心を動かしたり、一緒に考えたりするなど、その時々で柔軟に応答することが大切である。保育士等のこのような援助によって、子どもは安心を得て自らやろうとする気持ちを旺盛にし、自立心の芽生えを育てていくので ある。

② 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。

子どもは思い通りにいかない場合、悲しんだり、怒ったり、不安になったり、諦めたり、恥ずかしさを感じたりするなど、様々に不安定な感情を表出する。保育士等は、安易に気持ちの切り替えを促すのではなく、子どもの感情に対して「悲しいね」「悔しいね」などと十分に時間をかけて受容的に受け止めるとともに、子どもなりに取り組んでいる姿を認めたり、時には一緒に行動しながら励ましたりすることが大切である。こうした援助によって、子どもは安心して自分の素直な感情を表出し、保育士等と共に自分の気持ちに向き合いながら、不安定な気持ちから立ち直るようになる。このように、子どもは、保育士等からの受容的な援助の下、自己を発揮しながら現実の状況と折り合いを付ける経験を重ねることで、自己肯定感を高めると同時に、自分の感情をコントロールすることへの気付きが生まれるのである。

府子本第191号
27文科初第1788号
雇児総発0331第6号
雇児職発0331第1号
雇児福発0331第2号
雇児保発0331第2号
平成28年3月31日

各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県児童福祉主管部（局）長
各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長
各都道府県認定こども園担当課長 殿
各都道府県子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）担当課長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長
各指定都市・中核市認定こども園担当課長
各指定都市・中核市子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）担当課長

内閣府子ども・子育て本部参事官
（子ども・子育て支援担当）



（印影印刷）

内閣府子ども・子育て本部参事官
（認定こども園担当）



（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長



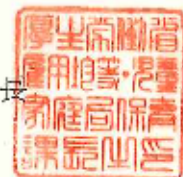
(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



(印影印刷)

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。このことを踏まえ、第16回子ども・子育て会議（平成26年6月30日開催）において、行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討すべきとされた。

これを受け、平成26年9月8日「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が設置され、昨年12月に重大事故の発生防止のための今後の取組みについて最終取りまとめが行われたところである。

この取りまとめでは、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう提言を受けた。

今般、この取りまとめを踏まえ、地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証の参考となるよう、検証を実施する際の基本的な考え方、検証の進め方等を別紙のとおり定め、平成28年4月1日から取り扱うこととしたので通知する。

今後、地方自治体において、本通知に基づき教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証が行われることにより、重大事故の再発防止に関する取組の進展が期待されるものである。

については、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

別紙

地方自治体による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための 事後的な検証について

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

（1）検証の実施主体

行政による児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）に基づく認可権限、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく確認権限等を踏まえ、死亡事故等の重大事故の検証の実施主体については、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関しては都道府県（指定都市、中核市を含む。）とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村とする。

（2）都道府県と市町村の連携

市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。また、都道府県が検証を実施する場合、市町村は協力することとし、検証の実施は、都道府県と市町村が連携して行うものとする。

なお、都道府県が行う市町村に対する支援の例として、

- ① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業の検証を行うこととなる都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者（例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等）をリストアップしておき、市町村が実際に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介する。
- ② 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、実際に検証を行う際に技術的援助を行う。
- ③ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力を行う。

- ④ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を検討する。
- ⑤ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をすることなどが考えられる。

3 検証の対象範囲

死亡事故（注）の検証については、事例ごとに行う。

（注）SIDS（Sudden Infant Death Syndrome：乳幼児突然死症候群）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。

なお、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例（例えば、意識不明等）についても検証を実施する。（本通知において、地方自治体が検証を行うものを「死亡事故等の重大事故」という。）

都道府県又は市町村が検証を実施する死亡事故等の重大事故以外の事故やいわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

（１）検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

（２）検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

5 検証委員会の開催

- （１）死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。また、死亡事故以外の重大事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合、複数例を合わせて検証委員会を開催することも考えられる。

なお、検証については、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

- (2) 検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。この情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者へのヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

- (3) 検証を行うに当たっては、保護者や子どもの心情に十分配慮しながら行う。

6 報告等

- (1) 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。

- (2) 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表することとし、国へも報告書を提出する。あわせて、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講じることを求める。また、都道府県又は市町村は、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価し、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても適時適切に点検・評価する。

- (3) 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

第2 具体的な検証の進め方

1 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、下記の①から⑨の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。市町村が実施する場合は都道府県の協力を得て行う。

- ① 子どもの事故当日の健康状態など、体調に関すること等（事例によっては、家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業の利用開始時の健康状態の情報等）
- ② 死亡事故等の重大事故に至った経緯
- ③ 都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ④ 事故予防指針の整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）
- ⑤ 設備、遊具の状況などに関すること（ハード面）
- ⑥ 教育・保育等が行われていた状況に関すること（環境面）
- ⑦ 担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の状況に関すること（人的面）
- ⑧ 事故発生後の対応（各施設・事業者等及び行政の対応）
- ⑨ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(2) 資料準備

- ① 「(1) 情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、上記(1)の内容を含む「事例の概要」を作成する。「事例の概要」には、その後、明らかになった事実を随時追記していき、基礎資料とする。
- ② 当該施設・事業所等の体制等に関する以下のアからオの内容を含む資料を作成する。
 - ア 当該施設・事業所等の組織図
 - イ 職種別職員数
 - ウ 利用子ども数
 - エ クラス編成等の教育・保育体制等
 - オ その他必要な資料
- ③ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ④ その他(検証委員会の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

2 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

(1) 確認事項

- ① 検証の目的
- ② 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、問題点・課題に関する提案事項の検討、報告書の作成等）
- ③ 検証スケジュール

(2) 事例の内容把握

- ① 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ② 疑問点や不明な点を整理する。

3 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等の重大事故が発生したのか、本事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

4 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者等の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言を行うことを考える必要がある。

その際、提言を受けた都道府県、市町村及び各施設・事業者等は、検証の全体の終結を待たずにできるだけ早急に具体的な措置を講じることも考える必要がある。

5 報告書

(1) 報告書の作成

① 事務局は、報告書に盛り込むべき以下のアからケの内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。

ア 検証の目的

イ 検証の方法

ウ 事例の概要

エ 明らかとなった問題点や課題

オ 問題点や課題に対する提案（提言）

カ 今後の課題

キ 会議開催経過

ク 検証組織の委員名簿

ケ 参考資料

② 報告書の内容を検討、精査する。

③ 検証組織は報告書を取りまとめ、都道府県又は市町村に提出する。

（２）公表

各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシーの保護について十分配慮する。なお、公表の際には国に報告書を提出する。

（３）提言を受けての具体的な措置等

都道府県又は市町村は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価する。また、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても、都道府県又は市町村が適時適切に点検・評価する。

第３ 検証に係る指導監査等の実施について

（１）死亡事故等の重大事故が発生した場合の指導監査等について

死亡事故等の重大事故が発生した場合、必要に応じて事前通告なく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）に基づく指導監査、児童福祉法に基づく指導監査及び指導監督、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「指導監査等」という。）を実施する。また、指導監査等の実施については、以下の表を参照すること。

○指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等

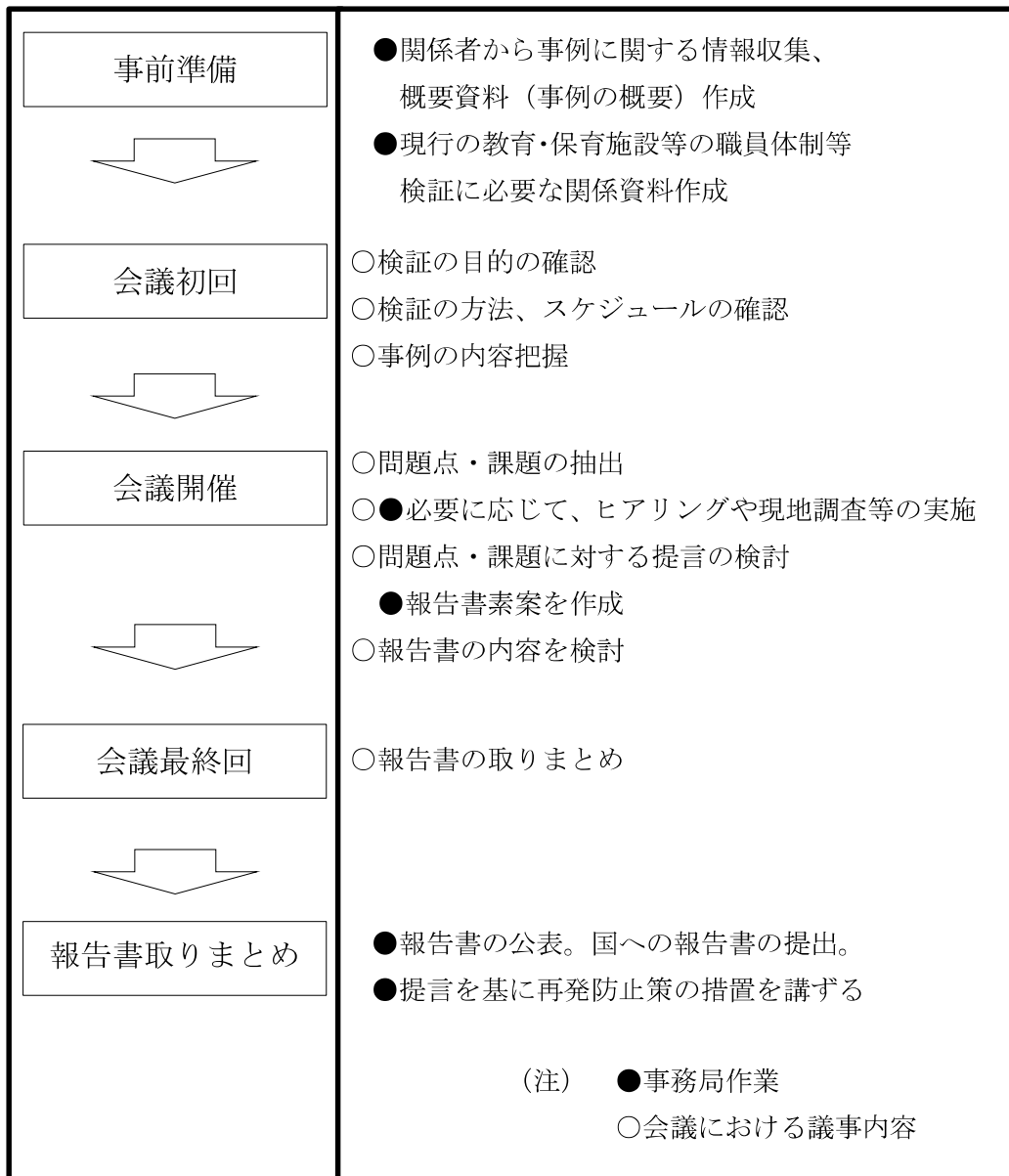
施設・事業	指導監査等の実施主体	根拠法	監査指針等
・特定教育・保育施設 ・特定地域型保育事業	市町村	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）
幼保連携型認定こども園（*）	都道府県 指定都市 中核市	認定こども園法	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号）
保育所（*）	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号）
地域型保育事業（*）	市町村	児童福祉法	「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成 27 年 12 月 24 日雇児発 1224 第 2 号）
・認可外保育施設 ・認可外の居宅訪問型保育事業	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）

* なお、上記の表のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県と市町村の双方が指導監査等を実施することになるが、この場合、都道府県と市町村は互いに連携して指導監査等を実施する。

- (2) 第 2 の 1 (1) の情報収集については、死亡事故等の重大事故の発生前までに実施した指導監査等の状況及び当該事故に係る指導監査等の結果を活用し、事実関係を整理する。
- (3) 死亡事故等の重大事故が発生した各施設・事業に対する当該事故後の指導監査等においては、当該事故と同様の事故の再発防止策がとられているか等、検証結果を踏まえた措置等についても確認すること。

(参考) 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する。



○大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例

平成 29 年 6 月 30 日

大津市条例第 28 号

(設置)

第 1 条 教育・保育施設等で教育又は保育を受ける者が当該教育・保育施設等の利用中に死亡し、又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、その原因等及び再発防止のための方策を調査審議するため、大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「教育・保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第 2 号、第 5 号、第 10 号及び第 11 号に掲げるものに限る。）を行う施設及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項に規定する施設（同法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項まで又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものに限る。）をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の区域内に存する教育・保育施設等における重大事故について、その原因等及び再発防止のための方策について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関し知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員)

第 6 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 前条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第9条 委員会に、その所掌事務の遂行に必要な調査を行わせるため、必要に応じ、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 調査員は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の規定を適用する。

4 第5条第4項の規定は、調査員について準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉子ども部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。